

【別紙2】リスク分担表（案）

○：主たる責任分担者であり、リスクが顕在化した場合に負担を負う

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を負う可能性がある（各注記を参照とする）

(1/2)

リスクの種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
募集・実施要領等	募集公告、実施要領等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
業務範囲変更	発注者の要望による業務範囲の縮小、拡充等	○	△※1
	受注予定者の要望による業務範囲の縮小、拡充等	△※1	○
契約締結	受注予定者の責による契約の締結不能、契約の延期		○
	発注者の責による契約の締結不能、契約の延期	○	
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
水道法上の管理責任	委託業務の範囲内に係る水道の管理に関する技術上の業務に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
施設の不具合	施工不良等の維持管理を原因としないもの	○	
	維持管理上の人為ミス等を原因とするもの		○
その他法令上の責任	受注者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
許認可の遅延	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	発注者が取得する許認可の遅延に関するもの	○	
第三者賠償	受注者の責めに起因するもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの（住民訴訟、問い合わせ等）	○	
環境保全	受注者の責めによる大気汚染、水質汚染、騒音、振動等による環境への影響		○
	上記以外の環境への影響	○	
事故	受注者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
原水水質等の変化	原水水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	
	過去の水質状況から想定できる範囲のもの		○
管路末端の水質	管路施設内での水質劣化	○	
	施設運転や管路維持管理上(仕切弁等)の誤操作等によるもの		○
不可抗力	地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	

○：主たる責任分担者であり、リスクが顕在化した場合に負担を負う

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を負う可能性がある（各注記を参照とする）

(2/2)

リスクの種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	
	受注者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの		○
	発注者による指示等の内容の不備によるもの	○	
	業務遂行上の不備によるもの	△※2	○
契約の解除・変更	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
	発注者の責めによるもの（安全対策違反、支払遅延等）	○	
物価変動	契約締結後のインフレ	○	△※3
	契約締結後のデフレ	○	△※3
補修費の増大、減少 ※6	受注者の責めに帰する事由による補修費の増大、減少		○
	上記以外の補修費の増大、減少	○	
調達費用の増大、減少 ※6	想定配水量及び原水水質範囲内の調達費の増大、減少		○※4
	想定配水量及び原水水質範囲外の調達費の増大、減少	○※4	
	物価変動以外による調達費の増大、減少	○	△※5
	発注者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大、減少	○	
	性能未達など、受注者の責めによる調達費の増大、減少		○
	上記以外による調達費の増大、減少	○	
緊急事態に係る費用の 増大、減少※6	性能未達など、受注者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受注者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大、減少		○
	上記以外の緊急対応費の増大、減少	○	

※1）業務範囲変更の内容により、発注者と協議の上で負担区分を決定する。

※2）業務遂行上の不備の内容（施設構造上の不具合、管理上の不具合、その他偶発の事故等）により、協議の上で負担区分を決定する。

※3）予期することのできない物価変動により委託料の額が著しく不相当となった場合、協議の上で委託料の変更等（その増減によって発注者又は受注者から請求）について決定する。

※4）配水量や原水水質等の変動等により薬品類・非常用自家発電設備燃料等使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、委託料の変更を行う。

※5）予期することのできない特別な事情により調達費の額が著しく不相当となった場合、協議の上で委託料の変更等（その増減によって発注者又は受注者から請求）について決定する。

※6）各リスクの種類における費用の増大、減少に伴う委託料の変動については、毎年度の精算対象とし、その変動範囲により、また、内容・理由によって協議の上で負担区分を定めるものとする。